

県南広域振興局長告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年4月5日

県南広域振興局長 堀 江 淳

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500217	社会福祉法人大谷会	大谷荘指定訪問入浴介護事業所	花巻市湯口字松原53番地 1	平成28年4月1日